

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
1	1	1	1	少人数学級推進事業	小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育む。	市単独	少人数学級非常勤講師を8名雇用 ・小学校8校	5	予定数の8校に非常勤講師を配置することができた。きめ細かな指導に大いに貢献した。	・会計年度任用職員(少人数学級講師)を7名任用 ・小学校7校	学校教育課	
2	1	1	1	市費講師配置事業	小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師を配置する。	市単独	市費講師9名雇用 小学校 4校 5名 21,007千円 中学校 3校 4名 13,604千円	5	市費講師の配置により各校の学習指導や生徒指導を充実させることができた。	市費講師8名雇用 小学校 4校 5名 中学校 3校 3名	学校教育課	
3	1	1	1	個別補充学習「マイ・スタディ」	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	市単独	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	5	学校訪問、要請訪問等で直接見聞したり、校長面談で実施状況をうかがったりすることができた。 小学校 47校 中学校 23校	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	学校教育課	
4	1	1	1	ハートアドバイザー配置事業	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	5	「ハートアドバイザー」や、「スクールソーシャルワーカー」の働きにより、児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	学校教育課	
5	1	1	1	特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	5	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	学校教育課	
6	1	1	1	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	5	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	学校教育課	
7	1	1	1	英語教育推進事業	各学校への外国語指導助手(ALT)の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育(外国語活動)の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。	市単独	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。 外国語指導助手・・・22人、英語指導補助員・・・47校配置	5	市内の全小・中学校にALTや英語指導補助員を派遣することができた。児童生徒がコミュニケーション場面を意識して言語活動に取り組めるように、授業の中でALTや英語指導補助員を効果的に活用していた。	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。 外国語指導助手・・・22人、英語指導補助員・・・47校配置	学校教育課	
8	1	1	1	帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(440千円)	5	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣した。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(440千円)	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(417千円)	学校教育課	

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度			担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)		評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)	
9	1	1	1	副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 4種 19,528冊 7,609千円	5	副読本支給 小学校 2種 19,744冊 7,474千円	副読本支給 小学校 2種 19,457冊 8,742千円		学校教育課	
10	1	1	1	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間 活性化推進事業)(R 元年度から名称変更)	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 92千円×11校=1,012千円(小7中4 750人以上) 71千円×51校=3,621千円(小36中15 100人以上) 53千円×6校=318千円(小3中3 10人以上) 18千円×4校=72千円(男木小・中みねやま小・中) 50千円×2校(鶴尾小、浅野小)11千円×1校(高松第一小)	5	全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 研究指定校等 (鶴尾小、浅野小、檀紙小、高松第一小)		学校教育課	
11	1	1	2	スクールソーシャル ワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW:13人	5	スクールソーシャルワーカーが有する社会福祉等の専門的な知識や関係機関とのネットワークを生かして、中・長期的な展望のもとで、児童生徒が置かれた環境の改善を図るための取組が実施され、教員の指導や支援を大いに助けた。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)		学校教育課	
12	1	1	2	いじめ等対策事業(ス クールカウンセラー配 置)	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することで、児童・生徒さらには保護者や教職員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。		学校教育課	
13	1	1	2	教育相談・就学指導対 策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を実施し、小学校入学に向けた相談を行う。教育相談窓口を開設し、心理士、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	4	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学相談を実施し、希望するすべての保護者284名と相談を行った。教育相談窓口では、延べ97件の保護者からの相談を受け、保護者と学校をつないだり、課題解決に向けてアドバイスできた。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。		総合教育センター	
14	1	1	3	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 47校区 継続 33校区 新規 14校区	2	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 34校区 継続 33校区 新規 1校区 実践的かつ多様な研修を実施し、人材を育成することにより、事業の充実を図るとともに、未実施校区の関係団体に対し、教室開設の働き掛けを継続し、新規開設校区の増加を図る。	地域と協働を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。		子育て支援課	
15	1	1	3	一体型の放課後児童ク ラブ及び子ども教室の 推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	市単独	実施校区数 17校区	2	実施校区数 10校区 未実施校区の関係団体に対し、一体型での実施の働き掛けを継続し、新規開設校区の増加を図る。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。		子育て支援課	

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
16	1	1	3	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間 活性化推進事業)(R 元年度から名称変更) 【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充 実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資する ために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 92千円×11校=1,012千円(小7中4 750以上) 71千円×51校=3,621千円(小36中15 100人以上) 53千円×6校=318千円(小3中3 10人以上) 18千円×4校=72千円(男木小・中みねやま 小・中) 50千円×2校(鶴尾小、浅野小)11千円×1校 (高松第一小)	5	全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 研究指定校等 (鶴尾小、浅野小、檀紙小、高松第一小)	学校教育課
17	1	1	3	まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児 童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める 事業である「子どもの居場所づくり」事業に、 学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業 を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めること で、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に 児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を 深める事業である「子どもの居場所づくり」事 業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づく り」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高 めることで、「生きる力」の育成に取り組む。 (講座数)200講座	5	コミュニティセンターにおいて、学校休業日 に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交 流を深める事業である「子どもの居場所づく り」事業に、学習的な要素を加えた「まなび の場づくり」事業を実施し、子どもたちの学 ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成 に取り組んだ。(講座数)384講座	コミュニティセンターにおいて、学校休業日 に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交 流を深める事業である「子どもの居場所づく り」事業に、学習的な要素を加えた「まなび の場づくり」事業を実施し、子どもたちの学 ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成 に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター
18	1	1	4	高松市生徒みらい議会 (中学・一高生対象) の開催	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進めら れているかについて理解を深めるとともに、郷土 を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者とし てよりよいまちづくりに関わっていく心を育む。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、 ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを 行うことにより、児童生徒一人一人が、しっかり とした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、ま た、有権者としての役割を果たすことができるよ う、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会 的・職業的に自立して生きていくために必要な能 力や態度を育んでいる。	市単独	高松市生徒みらい議会の開催 参加人数 中学生22名、高校生8名 あいさつ：市長、市議会議長、教育長 議会説明：議会運営委員長 『「情報社会を主体的に生きる力を育むまち高 松」の実現を目指して』のテーマのもと、より よい高松のまちづくりのための取組についてグ ループ討議を行い、発表する。	5	参加生徒は四つの委員会に分かれ、「情報リ テラシーを身に付けよう」「ネット依存や ゲーム障害から身を守ろう」のグループテ マについて協議した。そして、全体会にて各 委員会での話し合いの成果を発表し合った。 さらに、後日、話し合った内容を「生徒みら い議会報告」として、市内全小・中学校及び 高松第一高等学校に送付した。 参加生徒は本会議場での会議を体験し、市政 への関心を高めた。また、話し合いによっ てよりよいまちづくりや豊かにならしが実現す ることについて、実感を伴って理解すること ができた。	高松市生徒みらい議会の開催 参加人数：中学生22名、高校生8名 あいさつ：市長、市議会議長、教育長 議会説明：議会運営委員長 内容：生徒は四つの委員会においてグループ 協議を行い、その成果を基に全体会にて意見 交換を行う。	学校教育課
19	1	2	1	認定こども園化の推進	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子ども が地域の同じ施設に通うことができるよう、質の 高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こど も園」を増やす。	市単独 国補助	幼保一体化施設整備(林地区) 幼保一体化施設整備(川島地区)	5	幼保一体化施設整備(林地区) 幼保一体化施設整備(屋島地区)	幼保一体化施設整備(川島地区) 幼保一体化施設整備(浅野地区)	こども園総務課
20	1	2	1	多子世帯における保育 施設等の利用者負担額 の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが 2人以上入所(園)している場合、第2子以降の 利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育してい る場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にす る。	市単独	1号認定子ども 延べ人数 3,041人 延べ減免額 19,866千円 2・3号認定子ども 延べ人数 33,474人 延べ減免額 497,873千円 【平成31年度実績に基づく】	5	1号認定子ども 延べ人数 2,838人 延べ減免額 18,294千円 2・3号認定子ども 延べ人数 21,469人 延べ減免額 493,618千円 ※R1.10施行幼児教育・保育の無償化により3歳児以上 は無償となったため事業費が減少する。	2・3号認定子ども(0から2歳児クラス) 14,313人 329,079千円 【R1年度実績に基づく】 ※1号認定子どもは幼児教育・保育の無償化 により対象外	こども園運営課
21	1	2	1	保育施設等の利用者負担 額の決定における寡 婦控除のみなし適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚の ひとり親を地方税法に定める寡婦(夫)控除の適 用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額 を軽減する。	市単独	13件 【平成31年度実績に基づく】	4	5件	5件【R1年度実績に基づく】	こども園運営課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
22	1	2	1	私立幼稚園就園奨励費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	幼稚園第2子以降保育料助成 私立 315人 15,882千円 国立 5人 183千円 【平成31年度実績に基づく】	5	幼稚園第2子以降保育料助成 私立 278人 15,340千円 国立 6人 220千円 ※R1.10施行幼児教育・保育の無償化により9月までが対象	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	こども園運営課	
23	1	2	1	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	延べ人数 6,093人 延べ減免額 6,538千円 【平成31年実績に基づく】	5	延べ人数 4,374人延べ減免額 5,904千円	延べ人数 768人延べ減免額 1,536千円【R2年実績に基づく】※幼児教育・保育の無償化に伴い、対象者は、ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減のみとなる。	こども園運営課	
24	1	2	2	「強めよう絆」推進事業	指導主事や学校相談員(退職教員)を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。	市単独	派遣退職職員 10校10名	5	退職職員の派遣により派遣校の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図ることができた。	派遣退職職員 10校10名	学校教育課	
25	1	2	2	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国補助市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,903人 220,161千円 ・中学校 1,790人 225,492千円	5	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,825人 203,492千円 ・中学校 1,763人 214,073千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,736人 214,115千円 ・中学校 1,759人 230,601千円	学校教育課	
26	1	2	2	特別支援教育サポーター配置事業【再掲】	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	5	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	学校教育課	
27	1	2	2	特別支援教育支援員配置事業【再掲】	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	5	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	学校教育課	
28	1	2	2	副読本支給事業【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 4種 19,528冊 7,609千円	5	副読本支給 小学校 2種 19,744冊 7,474千円	副読本支給 小学校 2種 19,457冊 8,742千円	学校教育課	
29	1	2	2	帰国児童等指導援助事業【再掲】	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(440千円)	5	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣した。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(440千円)	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(417千円)	学校教育課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
30	1	2	2	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に關して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	5	スクールソーシャルワーカーが有する社会福祉等の専門的な知識や関係機関とのネットワークを生かして、中・長期的な展望のもとで、児童生徒が置かれた環境の改善を図るための取組が実施され、教員の指導や支援を大いに助けた。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW：13人)	学校教育課	
31	1	2	2	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に關して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することで、児童・生徒さらには保護者や教職員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課	
32	1	2	2	不登校対策事業	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	香川町みなみを作出町に移転拡充し、教育支援センターみなみとして開設する。新塩屋町虹の部屋と合わせて、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	4	教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」67名、「みなみ」23名、通室希望が多く、秋に定員に達し、両施設とも受付不可となった。中学3年生の通室生については、進学率100%を達成できた。	教育支援センターみなみの拡充とともに、指導員を増員し、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	総合教育センター	
33	1	2	3	高等学校等入学準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	4	・入学準備金貸付 1,500千円 国公立 5人×100千円 私立 4人×250千円	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	学校教育課	
34	1	2	3	奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 23,760千円 奨学生220人 月額9,000円	5	・奨学金支給 22,554千円 奨学生218人 月額9,000円	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	学校教育課	
35	1	2	3	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 183千円 10人(限度額2万円)	4	・教育資金の利子補給 99千円 7人	・教育資金の利子補給 140千円 7人	学校教育課	
36	1	2	4	学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。	国補助	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	3	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。また、保護者も含め生活習慣・育成環境の改善に關する支援を実施する。 5か所目開設の準備に着手する。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	生活福祉課	
37	2	1	1	生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	3	前年度と比べて就労支援者数、生活保護停止・廃止者数は増加した。また、すぐに就労できない状態の方に対し、就労準備事業で生活のリズムを整えたり就労意欲の喚起などを行った。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課	
38	2	1	1	自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては支援プランを作成せずに情報提供のみを行うケース、他制度や他機関につなぐケースがあり、近年はそれが多数を占めているため、相談受付件数としては増加傾向にあるが、支援プランの作成に至る件数には限界が生じてきている。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
39	2	1	1	女性相談事業	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5	配偶者等からの暴力をはじめとする問題、悩みを抱える女性に対して、事業に則した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 令和元年度相談延べ件数: 3,107件(562人) うちDV被害相談件数1,198件(220人)	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	子ども女性相談課	
40	2	1	1	母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	国補助	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある(DV被害にあった女子等)とその監護すべき児童が福祉に欠けたと認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	4	母子生活支援施設(高松屋島ファミリーホーム)運営事業 指定管理先: 社会福祉法人 未知の会 令和元年度未入所状況: 6世帯14人	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある(DV被害にあった女子等)とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	子ども女性相談課	
41	2	1	1	母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。 平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数1,264件 サポートブック3,000冊配布 日曜出張相談件数6件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。 平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課	
42	2	1	1	各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。自立支援教育訓練給付金 6件 252,473円 高等職業訓練促進給付金 26件 30,834,000円 高等職業訓練修了支援給付金 9件 400,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課	
43	2	1	1	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国補助	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5	児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。 プログラム策定件数87件	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	こども家庭課	
44	2	1	1	就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	就職支援セミナー R1.11開催 介護職員初任者研修 R1.11～12開催	5	就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。 就職支援セミナー、介護職員初任者研修、パソコン講習会 受講者12人	就職支援セミナー R2.11開催予定	こども家庭課	
45	2	1	1	児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国補助	児童扶養手当の支給 受給児童数84,726人 2,211,063千円	5	経済的に弱い立場のひとり親家庭に支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	児童扶養手当の支給 受給児童数63,625人 1,761,880千円	こども家庭課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度			担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)			
46	2	1	1	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点をを行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点をを行う。	5	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行った。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども園運営課		
47	2	1	2	障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国補助	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	5	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図った。	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	障がい福祉課		
48	2	1	2	病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国・県補助	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	5	・病児保育施設：6か所（委託） トビウメ小児科 西岡医院 小林内科小児科医院 へいわこどもクリニック しぶやこどもクリニック わき外科・内科クリニック ・病児保育事業利用者数：延べ7,860人	・病児保育施設：6か所（委託） トビウメ小児科 西岡医院 小林内科小児科医院 へいわこどもクリニック しぶや小児科 わき外科・内科クリニック	子育て支援課		
49	2	1	2	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国補助	放課後児童クラブの運営 直営 45校区101教室 委託 1校区 2教室 学童保育に対する補助 社会福祉法人等 18教室 施設整備 専用施設新設等 三溪（～31年度） 余裕教室等 仏生山、新番丁、大野等	3	放課後児童クラブの運営 直営 45校区103教室 委託 1校区 2教室 学童保育に対する補助 社会福祉法人等 21教室 施設整備 専用施設新設等 三溪（～31年度） 余裕教室等 仏生山、新番丁、多肥、鬼無 直営4教室、民間5教室の受け皿を新たに確保したが、待機児童の解消には至っていない。第2期高松市子ども・子育て支援推進計画において、令和3年度末までの待機児童の解消を目標としており、学校の余裕教室の活用や特別教室の共用、民間事業者への支援等により、更なる受け皿の確保に努める。	公立7教室、民間2教室を開室し、受け皿の確保に努める。	子育て支援課		
50	2	1	2	子育て短期支援事業	保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。	国・県補助	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。	5	保護者が病気、仕事、育児疲れなどで、一時的に養育が困難となった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に養育・保護することができた。 利用延べ人数 89人	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども女性相談課		
51	2	1	2	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。	国補助	利用時間8:00～20:00 利用料（1時間あたり） 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方（児童扶養手当受給水準） 150円 課税世帯の方（それ以外の世帯） 300円	5	家庭生活支援員を派遣し、家事等のサービスを提供することにより、ひとり親家庭の負担軽減につながった。 利用時間数255時間	利用時間8:00～20:00 利用料（1時間あたり） 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方（児童扶養手当受給水準） 150円 課税世帯の方（それ以外の世帯） 300円	こども家庭課		

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
52	2	1	2	病児保育事業(体調不良児対応型)	(私立)保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	国・県補助 市単独	私立 2か所 8,742千円 診断連絡票補助150千円	5	○実績 私立 2か所 8,944千円 診断連絡票補助150千円 子育てと仕事の両立推進に寄与することができた。	私立 2か所 8,944千円 診断連絡票補助150千円	こども園総務課
53	2	1	2	認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 736人×3,500円 夜間 197人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	5	○実績 概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 790人×3,500円 夜間 159人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円 認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上につながった。	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 859人×3,500円 夜間 219人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	こども園総務課
54	2	1	2	延長保育事業	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。	国・県補助 市単独	【公立】 公立保育所、こども園23か所実施予定 【私立】 68か所 補助69,341千円 市単15,944	5	○実績 【公立】 公立保育所、こども園23か所実施 保護者の勤務体制の多様化にできる限り応じることができるように対応した。また、子どもの情緒の安定を図れるようにきめ細やかな関わりをしていった。 【私立】 68か所 補助52,166千円 市単14,136千円 就労形態の多様化等に伴う利用ニーズに応えることができた。	【公立】 公立保育所、こども園23か所実施予定 【私立】 69か所 補助65,769千円 市単14,484千円	こども園総務課 こども園運営課
55	2	1	2	一時預かり事業	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預かる。	国・県補助 市単独	【公立】 公立保育所3か所、こども園6か所で実施 【私立】 42か所(うち補助36か所、自主6か所) 事業費 補助105,355千円 市単1,200千円	5	○実績 【公立】 公立保育所3か所、こども園6か所で実施 保護者の勤務体制の多様化にできる限り応じることができるように対応した。また、子どもの情緒の安定を図れるようにきめ細やかな関わりをしていった。 【私立】 43か所(うち補助36か所、自主7か所) 事業費 補助76,978千円 市単600千円 不規則な就労形態や一時的な保育ニーズに応えることができた。	【公立】 公立保育所2か所、こども園8か所で実施予定 【私立】 42か所(うち補助36か所、自主6か所) 事業費 補助132,711千円 市単100千円	こども園総務課 こども園運営課
56	2	1	2	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所【再掲】	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点をを行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	5	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行った。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども園運営課
57	2	1	2	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】	国・県補助	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,700人 委託料：13,292千円 ※子ども・子育て支援交付金事業 ※三木町、綾川町(瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約による取組事業)からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	4	子育て家庭への支援、相互援助の意識醸成につながった。 登録会員数：2,534人	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,800人 ※三木町、綾川町(瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約による取組事業)からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	子育て支援課
58	2	1	3	相談事業(女性こころの相談)	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	4	令和元年度の相談実績は414件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	男女共同参画 ・協働推進課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度			担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	
59	2	1	3	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	5	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数30件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。		こども女性相談課	
60	2	1	3	ひとり親家庭等医療費助成	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	ひとり親家庭等医療受給者数 10,414人 1人当たり助成額(／月) 3,353円	5	ひとり親家庭等医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。	ひとり親家庭等医療受給者数 10,231人 1人当たり助成額(／月) 3,413円		こども家庭課	
61	2	1	3	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	5	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。 母子栄養食品の支給40人	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。		健康づくり推進課	
62	2	1	3	産後ケア事業	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	国補助	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	5	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型56件、通所型30件	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 宿泊型58件、通所型21件		健康づくり推進課	
63	2	1	3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国・県補助	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	4	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。 新生児訪問指導 2,944人 訪問率 92.4%	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,356人		健康づくり推進課	
64	2	2	1	要保護児童対策支援事業	支援が必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。	国・県補助	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行う。	5	社会問題となっている児童虐待の増加を防止、減少させるために必要な事業であり、予防のための各種啓発活動、具体的事例の解決のためのケース会議、関係機関を対象とした講演の実施など、積極的に進んできた。また通告のあった児童の進行管理を確実に進めることができた。 高松市児童対策協議会 代表者会議 1回 実務者会議 14回(情報交換会を含む) 個別ケース検討会 191回	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。		こども女性相談課	
65	2	2	2	こども食堂等支援事業	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供することも食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助(開催)：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数)：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：2か所	3	申請があった2団体に対し補助をした。実施か所数も平成30年度実績と比較して3か所増の17か所で実施できている。 しかし、補助要綱の規定により補助対象とならないケースがあったり、また書類数が多いなどの理由から申請しづらいといった声もあることから、こども食堂等の開設・普及を促すための検討が必要である。	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助(開催)：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数)：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：4か所		子育て支援課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
66	2	2	2	母子栄養食品支給事業【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	5	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。 母子栄養食品の支給40人	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	健康づくり推進課	
67	2	2	3	高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国・県補助	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。また、居場所の内容の充実が図れるよう支援し、居場所が、多世代が交流する地域の拠点となり、地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指す。	4	R2.3.31時点で居場所数238ヶ所中、こどもとの交流事業との実施件数は46件であり、割合は19.3%となっている。前年度19.0%より若干であるが増えた。今後も居場所交流会等で居場所の活動事例を発信する等、本活動について、周知啓発に努める。	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	長寿福祉課	
68	2	2	3	放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 47校区 継続 33校区 新規 14校区	2	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 34校区 継続 33校区 新規 1校区 実践的かつ多様な研修を実施し、人材を育成することにより、事業の充実を図るとともに、未実施校区の関係団体に対し、教室開設の働き掛けを継続し、新規開設校区の増加を図る。	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課	
69	2	2	3	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	0	実施校区数 17校区	2	実施校区数 10校区 未実施校区の関係団体に対し、一体型での実施の働き掛けを継続し、新規開設校区の増加を図る。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課	
70	2	2	3	放課後児童クラブ事業【再掲】	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国補助	放課後児童クラブの運営 直営 45校区101教室 委託 1校区 2教室 学童保育に対する補助 社会福祉法人等 18教室 施設整備 専用施設新設等 三溪(～31年度) 余裕教室等 仏生山、新番丁、大野等	3	放課後児童クラブの運営 直営 45校区103教室 委託 1校区 2教室 学童保育に対する補助 社会福祉法人等 21教室 施設整備 専用施設新設等 三溪(～31年度) 余裕教室等 仏生山、新番丁、多肥、鬼無 直営4教室、民間5教室の受け皿を新たに確保したが、待機児童の解消には至っていない。第2期高松子ども・子育て支援推進計画において、令和3年度末までの待機児童の解消を目標としており、学校の余裕教室の活用や特別教室の共用、民間事業者への支援等により、更なる受け皿の確保に努める。	公立7教室、民間2教室を開室し、受け皿の確保に努める。	子育て支援課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点~3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
71	2	2	3	こども食堂等支援事業【再掲】	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供することも食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助(開催)：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数)：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成所数：2か所	3	申請があった2団体に対し補助をした。実施か所数も平成30年度末実績と比較して3か所増の17か所で実施できている。 しかし、補助要綱の規定により補助対象とならないケースがあったり、また書類数が多いなどの理由から申請しづらいといった声もあることから、こども食堂等の開設・普及を促すための検討が必要である。	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助(開催)：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数)：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成所数：4か所	子育て支援課	
72	2	2	3	まなびの場づくり事業【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)200講座	5	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組んだ。(講座数)384講座	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター	
73	2	2	4	高齢者居場所づくり事業【再掲】	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国・県補助	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。また、居場所の内容の充実が図れるよう支援し、居場所が、多世代が交流する地域の拠点となり、地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指す。	4	R2.3.31時点で居場所数238ヶ所中、こどもの交流事業の実施件数は46件であり、割合は19.3%となっている。前年度19.0%より若干であるが増えた。今後も居場所交流会等で居場所の活動事例を発信する等、本活動について、周知啓発に努める。	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	長寿福祉課	
74	2	2	4	放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 47校区 継続 33校区 新規 14校区	2	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 34校区 継続 33校区 新規 1校区 実践的かつ多様な研修を実施し、人材を育成することにより、事業の充実を図るとともに、未実施校区の関係団体に対し、教室開設の働き掛けを継続し、新規開設校区の増加を図る。	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課	
75	2	2	4	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	0	実施校区数 17校区	2	実施校区数 10校区 未実施校区の関係団体に対し、一体型での実施の働き掛けを継続し、新規開設校区の増加を図る。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度	
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点~3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	担当課 (令和2年度)
76	2	2	4	こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習(市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中核都市圏の小・中学校)やチャレンジ教室、体験プログラム(アート、科学体験等)、プラネタリウム投影を実施する。	市単独	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習(市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中核都市圏の小・中学校)やチャレンジ教室、体験プログラム(アート、科学体験等)、プラネタリウム投影を実施する。	3	・こども未来館学習(61校)4,861人 ・チャレンジ教室240人 ・科学・アート体験教室12,221人 ・プラネタリウム投影18,370人 ・プラネタリウムの観覧者数については、減少傾向にあり、自主番組を制作したり、イベント投影を実施したりして、ホームページやSNSなどを活用して積極的に情報発信をすることで、新規観覧者の獲得に努めたい。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で春休みのチャレンジ教室、科学・アート体験教室、プラネタリウム投影が中止になった。	こども未来館学習は、新型コロナウイルスの影響で1学期に実施予定だった学校については、日程調整を行い、2学期以降に延期した。予定どおり実施できるかは、今後の状況と学校側の判断次第である。チャレンジ教室、体験プログラムについては、今後の状況に応じて実施できるか判断することになる。6月3日から全面開館したことにより、プラネタリウム投影は再開したが、今後も状況に応じての対応となる。	こども未来館
77	2	2	4	こども未来館わくわく体験事業	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	市単独	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	5	・公募プログラム等2,327人 ・こども未来館まつり573人 ・遊び体験プログラム1,467人 こども未来館わくわく体験事業に多くの人が参加し、子どもの遊び・体験・学びなどの場を提供することができた。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響でわくわく体験事業(春)、遊び体験プログラムの一部が中止になった。	新型コロナウイルスの影響でこども未来館わくわく体験事業(夏)は公募を見送り、状況によって小規模の職員によるミニイベントを実施できるか検討中。その後のものについても状況に応じて実施できるか判断することになる。	こども未来館
78	2	2	4	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間活性化推進事業)(R元年度から名称変更)	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校47校1分校 中学校23校1分校 92千円×11校=1,012千円(小7中4750人以上) 71千円×51校=3,621千円(小36中15100人以上) 53千円×6校=318千円(小3中10人以上) 18千円×4校=72千円(男木小・中みねやま小・中) 50千円×2校(鶴尾小、浅野小)11千円×1校(高松第一小)	5	全市立小・中学校で実施できた。	小学校47校1分校 中学校23校1分校 研究指定校等(鶴尾小、浅野小、檀紙小、高松第一小)	学校教育課
79	2	2	4	まなびの場づくり事業【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)200講座	5	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組んだ。(講座数)384講座	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター
80	2	3	1	助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	5	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数30件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
81	2	3	1	母子栄養食品支給事業【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	5	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。 母子栄養食品の支給40人	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	健康づくり推進課	
82	2	3	1	産後ケア事業【再掲】	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	国補助	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	5	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型56件、通所型30件	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 宿泊型58件、通所型21件	健康づくり推進課	
83	2	3	1	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国・県補助	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	4	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。 新生児訪問指導 2,944人 訪問率 92.4%	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,356人	健康づくり推進課	
84	2	3	1	子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国・県補助	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。 子育て世代包括支援ネットワーク会議(全体会2回、エリア会4回)	4	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。(100%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行った。 (要支援妊婦:944人) (要支援妊婦のうち支援につながった割合78.2%) ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行った。 (母子相談件数:19,034件、コーディネート件数:6,920件) ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行った。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会3回)	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	健康づくり推進課	
85	2	3	2	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金55件27,668千円 父子福祉資金2件 899千円 寡婦福祉資金0件	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課	
86	2	3	2	市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。	市単独	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 ○4戸募集	4	母子・父子世帯向として3戸募集を行い、全て入居者が決定している。	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 ○4戸募集	市営住宅課	
87	3	1	1	相談事業(女性のための就労相談)	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付。	4	令和元年度の相談実績は286件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付	男女共同参画・協働推進課	

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度	
							事業内容（計画）	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容（計画）	担当課 （令和2年度）
88	3	1	1	自立相談支援事業【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては支援プランを作成せずに情報提供のみを行うケース、他制度や他機関につなぐケースがあり、近年はそれが多数を占めているため、相談受付件数としては増加傾向にあるが、支援プランの作成に至る件数には限界が生じてきている。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
89	3	1	1	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。自立支援教育訓練給付金 6件 252,473円 高等職業訓練促進給付金 26件 30,834,000円 高等職業訓練修了支援給付金 9件 400,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課
90	3	1	1	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援【再掲】	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国補助	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5	児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。プログラム策定件数87件	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	こども家庭課
91	3	1	1	就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	就職支援セミナー R1.11開催 介護職員初任者研修 R1.11～12開催	5	就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。 就職支援セミナー、介護職員初任者研修、パソコン講習会 受講者12人	就職支援セミナー R2.11開催予定	こども家庭課
92	3	1	1	子育て支援中小企業等表彰制度	次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等（計画策定が努力義務とされている従業者100人以下の中小企業等が対象）のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって、市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。	市単独	子育て支援中小企業等表彰事業については、平成30年度をもって廃止した。				産業振興課
93	3	1	1	合同就職面接（説明）会の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催するもの。	他団体との共催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。 開催日：令和元年8月21日 参加求職者：115人	4	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催した。 開催日：令和元年8月21日 参加求職者：115人	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	産業振興課
94	3	1	2	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。自立支援教育訓練給付金 6件 252,473円 高等職業訓練促進給付金 26件 30,834,000円 高等職業訓練修了支援給付金 9件 400,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点~3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
95	3	1	2	就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	就職支援セミナー R1.11開催 介護職員初任者研修 R1.11~12開催	5	就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。 就職支援セミナー、介護職員初任者研修、パソコン講習会 受講者12人	就職支援セミナー R2.11開催予定	こども家庭課
96	3	2	1	母子・父子自立支援員等による支援【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。 平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数1,264件 サポートブック3,000冊配布 日曜出張相談件数6件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。 平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課
97	3	2	1	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。自立支援教育訓練給付金 6件 252,473円 高等職業訓練促進給付金 26件 30,834,000円 高等職業訓練修了支援給付金 9件 400,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課
98	3	2	1	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各种貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金55件27,668千円 母子福祉資金2件 899千円 寡婦福祉資金0件	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課
99	3	3	1	障害児放課後支援事業の利用料の免除【再掲】	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国補助	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	5	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図った。	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	障がい福祉課
100	3	3	1	生活保護による支援【再掲】	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	3	前年度と比べて就労支援者数、生活保護停止・廃止者数は増加した。 また、すぐに就労できない状態の方に対し、就労準備事業で生活のリズムを整えたり就労意欲の喚起などを行った。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
101	3	3	1	たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。	市単独	緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民に対し貸付けを行った。 貸付件数 178件	5	貸付件数は、ほぼ計画件低所得者の更生、救済に大きく寄与した。	生活困窮者のための緊急的、一時的な援助・救済を目的とした貸付事業を行う。 【貸付条件】 緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民であって、世帯を単位として貸付けを行うもの 想定貸付件数 200件	健康福祉総務課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
102	3	3	1	放課後児童クラブ利用 料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。		生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	5	申請者の内、該当する世帯に関しては、利用料の減免を行った。	生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	子育て支援課	
103	3	3	1	病児保育事業【再掲】	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国・県補助	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	5	・病児保育施設：6か所（委託） トビウメ小児科 西岡医院 小林内科小児科医院 へいわこどもクリニック しずやこどもクリニック わかき外科・内科クリニック ・病児保育事業利用者数：延べ7,860人	・病児保育施設：6か所（委託） トビウメ小児科 西岡医院 小林内科小児科医院 へいわこどもクリニック しずや小児科 わかき外科・内科クリニック	子育て支援課	
104	3	3	1	助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	5	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数30件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課	
105	3	3	1	児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	国補助	児童手当 受給児童数 627,638人 6,792,855千円	5	現金給付を行うことにより、子育て支援施策に貢献した。また、支給要件の調査を十分に実施し、適正な事務に努めた。	児童手当 受給児童数 610,240人 6,583,510千円	こども家庭課	
106	3	3	1	子ども医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、0歳から15歳年度末までの子の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	対象年齢：0歳から15歳年度末まで (中学生は入院のみ) 乳幼児 受給者数 23,895人 1人当たり助成額(／月) 3,259円 小学生 受給者数 23,177人 1件当たり助成額 2,109円 中学生 受給者数 12,037人 1件当たり助成額 56,763円	5	子ども医療費の自己負担分を助成することにより、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図ることができた。	対象年齢：0歳から15歳年度末まで 乳幼児 受給者数 23,507人 小学生 受給者数 23,224人 中学生 受給者数 11,892人	こども家庭課	
107	3	3	1	児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国補助	児童扶養手当の支給 受給児童数84,726人 2,211,063千円	5	経済的に弱い立場のひとり親家庭に支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	児童扶養手当の支給 受給児童数63,625人 1,761,880千円	こども家庭課	
108	3	3	1	ひとり親家庭等医療費 助成【再掲】	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,414人 1人当たり助成額(／月) 3,353円	5	ひとり親家庭等医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,231人 1人当たり助成額(／月) 3,413円	こども家庭課	
109	3	3	1	母子福祉資金等の貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅借借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金55件27,668千円 父子福祉資金 2件 899千円 寡婦福祉資金 0件	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
110	3	3	1	認可外保育施設保育料助成【再掲】	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 736人×3,500円 夜間 197人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	5	○実績 概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 790人×3,500円 夜間 159人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円 認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上につながった。	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 859人×3,500円 夜間 219人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	こども園総務課
111	3	3	1	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	1号認定子ども 延べ人数 3,041人 延べ減免額 19,866千円 2・3号認定子ども 延べ人数 33,474人 延べ減免額 497,873千円 【平成31年度実績に基づく】	5	1号認定子ども 延べ人数 2,838人 延べ減免額 18,294千円 2・3号認定子ども 延べ人数 21,469人 延べ減免額 493,618千円 ※R1.10施行幼児教育・保育の無償化により3歳児以上は無償となったため事業費が減少する。	2・3号認定子ども(0から2歳児クラス) 14,313人 329,079千円 【R1年度実績に基づく】 ※1号認定子どもは幼児教育・保育の無償化により対象外	こども園運営課
112	3	3	1	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用【再掲】	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦(夫)控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	市単独	13件 【平成31年度実績に基づく】	4	5件	5件【R1年度実績に基づく】	こども園運営課
113	3	3	1	私立幼稚園就園奨励費補助【再掲】	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	幼稚園第2子以降保育料助成 私立 315人 15,882千円 国立 5人 183千円 【平成31年度実績に基づく】	5	幼稚園第2子以降保育料助成 私立 278人 15,340千円 国立 6人 220千円 ※R1.10施行幼児教育・保育の無償化により9月までが対象	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	こども園運営課
114	3	3	1	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	延べ人数 6,093人 延べ減免額 6,538千円 【平成31年度実績に基づく】	5	延べ人数 4,374人延べ減免額 5,904千円	延べ人数 768人延べ減免額 1,536千円【R2年実績に基づく】※幼児教育・保育の無償化に伴い、対象者は、ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減のみとなる。	こども園運営課
115	3	3	1	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業【再掲】	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国補助 市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,903人 220,161千円 ・中学校 1,790人 225,492千円	5	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,825人 203,492千円 ・中学校 1,763人 214,073千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,736人 214,115千円 ・中学校 1,759人 230,601千円	学校教育課
116	3	3	1	副読本支給事業【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 4種 19,528冊 7,609千円	5	副読本支給 小学校 2種 19,744冊 7,474千円	副読本支給 小学校 2種 19,457冊 8,742千円	学校教育課
117	3	3	1	高等学校等入学準備金貸付事業【再掲】	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	4	・入学準備金貸付 1,500千円 国公立 5人×100千円 私立 4人×250千円	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	学校教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度			担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	
118	3	3	1	奨学金支給事業【再掲】	成績優秀かつ向上心お盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 23,760千円 奨学生220人 月額9,000円	5	・奨学金支給 22,554千円 奨学生218人 月額9,000円	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円		学校教育課	
119	3	3	1	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業【再掲】	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 183千円 10人(限度額2万円)	4	・教育資金の利子補給 99千円 7人	・教育資金の利子補給 140千円 7人		学校教育課	
120	3	3	2	子どもの養育に関する手引きの配布	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子がいる離婚届を提出した届出人に配付する。	-	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子がいる離婚届を提出した届出人に配布する。	5	離婚に伴う養育費や面会交流の取り決めなどについて、周知啓発した。	法務省発行の離婚届を提出した未成年の子がいる人に子どもの養育に関するパンフレットを配付する。		市民課	
121	3	3	2	無料法律相談などの案内	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。		No41に含まれる		No41に含まれる	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。		こども家庭課	
122	3	3	2	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各种貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金55件27,668千円 父子福祉資金 2件 899千円 寡婦福祉資金 0件	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。		こども家庭課	
123	4	1	1	子どもの貧困対策コーディネート事業	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	国補助	①子どもの未来応援セミナー(講演会)、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	5	①子どもの未来応援セミナー(講演会): 1回開催、 勉強会: 1回開催 ②コーディネーター養成・育成研修会: 3回開催	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催		健康福祉総務課地域共生社会推進室	
124	4	1	1	女性相談事業【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事業に則した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 令和元年度 相談延べ件数: 3,107件(562人) うちDV被害相談件数1,198件(220人)	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。		こども女性相談課	
125	4	1	1	利用者支援事業	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	国・県補助	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。(土日、祝日を除く9:00~17:00)	5	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行った。(土日、祝日を除く9:00~17:00) 利用者数が年々増加しており、ニーズが高い事業である。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。(土日、祝日を除く9:00~17:00)		こども園総務課(こども園)子育て支援課(その他)	

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		
							事業内容（計画）	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容（計画）	担当課 （令和2年度）
126	4	1	1	関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。		各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	5	各小中学校や関係機関からの要請により可能な限りケース会に参加して、情報共有に努め、問題解決に向けた助言を行った。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	学校教育課
127	4	1	1	高松型地域共生社会構築事業	子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、分野別の「縦割り」を超えた相談支援を実施する。	国補助	①まるごと福祉相談員の配置（3名） ②事業周知等啓発チラシ作成・配布 ③国の研修会参加 ④福祉の総合相談窓口の設置準備 ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議の開催 ⑥まるごと福祉会議の開催 ⑦職員等研修会開催	5	①まるごと福祉相談員3名配置（牟礼・香川・勝賀エリア） ②事業周知用のチラシ（作成40,000部、配布11,710部） ③実施自治体向け研修会（R1年10月28～29日開催）、四国ブロック会開催（R2年1月24日開催） ④勝負総合センターにつながる福祉相談窓口をR2年2月17日に開設 ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議（2回開催） ⑥関係機関実務担当者会（2回開催）、連携主担当・副担当者会議（1回開催）、情報共有会（11回開催）、まるごと福祉コアメンバー会議（10回開催）、まるごと福祉定例会議（2回開催）、まるごと福祉個別会議（3回開催）、既存会議を活用した個別会議（1回開催） ⑦地域共生社会推進プロジェクトチームに参画する所属の全職員を対象に研修（657人受講）	①まるごと福祉相談員の配置（4名） ②事業周知等啓発チラシ作成・配布 ③国の研修会参加 ④つながる福祉相談窓口の設置準備（3か所） ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議の開催 ⑥まるごと福祉会議の開催 ⑦職員等研修会開催	健康福祉総務課地域共生社会推進室
128	4	1	2	広報事業	市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報たかまつ、メルマガ、Lineなど各種広報媒体を通じて提供を行う。	市単独	【広報紙】 広報たかまつの発行を始めとし、ホームページやケーブルテレビ市政情報番組等の各種媒体を活用し、関係課と連携しながら、子どもの貧困対策に資する施策や事業等の情報発信を行う。 【LINE】 LINEの友だち登録者に、介護情報や検診、子育て情報など、本市の健康福祉に関する様々な情報を、毎月2回、LINEトークで配信するほか、各課が分野ごとの情報をタイムラインでも随時配信を行う。	4	【広報紙】 広報たかまつや、ホームページにおいて、関係課と連携しながら、子どもの貧困対策に資する施策や事業等の情報発信を行った。	【広報紙】 「広報高松」の発行を始めとし、ホームページやSNS、市が企画する市政情報番組等の各種媒体を活用し、関係課と連携しながら、子どもの貧困対策に資する施策や事業等の情報発信を行う。	広聴広報課 健康福祉総務課
129	4	1	2	「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等	子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。	市単独	子育て支援総合情報発信事業 ・子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷（4,700部） ・子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	5	子育て支援総合情報発信事業 ・子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷（4,700部） 子育てハンドブック等の作成、情報サイトの運営を行うことにより、子育て親子への情報発信が図られた。	・子育て支援総合情報発信事業 サイトの情報更新・運営管理、ハンドブックの情報管理などを行う。 子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷（フリーペーパー10,000部） 子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	子育て支援課
130	4	1	2	「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。		No41に含まれる		No41に含まれる	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点~3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
131	4	2	1	相談事業(女性のための法律相談)	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年6回)	市単独	女性弁護士による女性のための法律相談を6回実施する。	4	女性弁護士による女性のための法律相談4回と、合わせて法律講座を2回実施することができた。	女性弁護士による女性のための法律相談を4回実施する	男女共同参画 ・協働推進課	
132	4	2	1	相談事業(女性こころの相談)【再掲】	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00~17:00	4	令和元年度の相談実績は414件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00~17:00	男女共同参画 ・協働推進課	
133	4	2	1	相談事業(女性のための就労相談)【再掲】	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	毎週月・水・金の10:00~17:00相談受付。	4	令和元年度の相談実績は286件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	毎週月・水・金の10:00~17:00相談受付	男女共同参画 ・協働推進課	
134	4	2	1	ふれあいのまちづくり事業	地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市社会福祉協議会の事業に対し、補助している。	市単独	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営(相談件数:220件) 【本所】 毎週月・金曜日の一般相談、毎週水曜日の介護福祉相談、毎週木曜日の行政相談、月2回の弁護士相談、年3回の総合相談 【塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺支所】 月1回の一般相談 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」を年2回発行	5	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営(相談件数:304件) 【本所】 一般相談 77件 介護福祉相談 1件 行政相談 40件 弁護士相談 106件 総合相談 80件 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」の発行 年2回 各12,000部	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営(相談件数:220件) 【本所】 毎週月・金曜日の一般相談、毎週水曜日の介護福祉相談、毎週木曜日の行政相談、月2回の弁護士相談、年3回の総合相談 【塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺支所】 月1回の一般相談 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」を年2回発行	健康福祉総務課	
135	4	2	1	自立相談支援事業【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては支援プランを作成せずに情報提供のみを行うケース、他制度や他機関につなぐケースがあり、近年はそれが多数を占めているため、相談受付件数としては増加傾向にあるが、支援プランの作成に至る件数には限界が生じてきている。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課	
136	4	2	1	児童家庭相談事業	子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。	市単独	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行う。	5	社会問題となっている児童虐待の増加を防ぎ、減少させるために、養育に不安のある保護者に対し、家庭訪問や電話対応など、問題解決に向けて積極的に活動できた。 ・家庭相談員 1人 ・子ども家庭支援員 4人 相談日時 月曜日~金曜日 9時~17時 延べ相談対応件数 12,162件	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課	

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		
							事業内容（計画）	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容（計画）	担当課 （令和2年度）
137	4	2	1	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。	国補助	・支援体制 子ども家庭支援員（児童家庭相談事業、子育て相談事業） 虐待対応専門員（要保護児童対策事業） 心理担当支援員（正規職員）を配置。	5	・支援体制 子ども家庭支援員（児童家庭相談事業、子育て相談事業） 虐待対応専門員（要保護児童対策事業） 心理担当支援員（正規職員）を配置。	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課
138	4	2	1	女性相談事業【再掲】	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事業に則した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 令和元年度相談延べ件数：3,107件（562人） うちDV被害相談件数1,198件（220人）	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	こども女性相談課
139	4	2	1	子どもの貧困対策コーディネート事業【再掲】	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	国補助	①子どもの未来応援セミナー（講演会）、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	5	①子どもの未来応援セミナー（講演会）：1回開催 勉強会：1回開催 ②コーディネーター養成・育成研修会：3回開催	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	健康福祉総務課地域共生社会推進室
140	4	2	1	母子・父子自立支援員等による支援【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。 平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数1,264件 サポートブック3,000冊配布 日曜出張相談件数6件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。 平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課
141	4	2	1	無料法律相談などの案内【再掲】	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。	0	No41に含まれる	0	No41に含まれる	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	こども家庭課
142	4	2	1	ひとり親家庭等日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、就学、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。		No41に含まれる		No41に含まれる	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、平日相談を行うことが難しい方を対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。	こども家庭課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度		令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
143	4	2	1	利用者支援事業【再掲】	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	国・県補助	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。(土日、祝日を除く9:00～17:00)	5	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行った。 (土日、祝日を除く9:00～17:00) 利用者数が年々増加しており、ニーズが高い事業である。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00～17:00)	こども園総務課 (こども園) 子育て支援課 (その他)
144	4	2	1	子育て世代包括支援センターの設置【再掲】	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国・県補助	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。 子育て世代包括支援ネットワーク会議(全体会2回、エリア会4回)	4	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。(100%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行った。 (要支援妊婦:944人) (要支援妊婦のうち支援につながった割合78.2%) ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行った。 (母子相談件数:19,034件、コーディネート件数:6,920件) ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行った。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行う。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	健康づくり推進課
145	4	2	1	ハートアドバイザー配置事業【再掲】	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	5	「ハートアドバイザー」や、「スクールソーシャルワーカー」の働きにより、児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	学校教育課
146	4	2	1	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に關して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW:13人	5	スクールソーシャルワーカーが有する社会福祉等の専門的な知識や関係機関とのネットワークを生かして、中・長期的な展望のもとで、児童生徒が置かれた環境の改善を図るための取組が実施され、教員の指導や支援を大いに助けた。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	学校教育課
147	4	2	1	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に關して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することで、児童・生徒さらには保護者や教職員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和元年度			令和2年度		担当課 (令和2年度)
							事業内容(計画)	評価	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
148	4	2	1	関係機関との連携【再掲】	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	0	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	5	各小中学校や関係機関からの要請により可能な限りケース会に参加して、情報共有に努め、問題解決に向けた助言を行った。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	学校教育課	
149	4	2	1	教育相談・就学指導対策【再掲】	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を実施し、小学校入学に向けた相談を行う。教育相談窓口を開設し、心理士、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	4	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学相談を実施し、希望するすべての保護者284名と相談を行った。教育相談窓口では、延べ97件の保護者からの相談を受け、保護者と学校をつないだり、課題解決に向けてアドバイスできた。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	総合教育センター	
150	4	2	1	不登校対策事業 (年度から名称 変更) 【再掲】	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	香川町みなみを出作町に移転拡充し、教育支援センターみなみとして開設する。新塩屋町虹の部屋と合わせて、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	4	教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」67名、「みなみ」23名、通室希望が多く、秋に定員に達し、両施設とも受付不可となった。中学3年生の通室生については、進学率100%を達成できた。	教育支援センターみなみの拡充とともに、指導員を増員し、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	総合教育センター	